4　前三項に規定する承認送信事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）で、第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいう。

一　現に国税の滞納（その滞納の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二　第一項第二号に掲げる要件を満たして購入記録情報を第十八条第六項に規定する財務省令で定める方法により適切に国税庁長官に提供できること。

三　当該事業者が、法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は第十八条の二第十項若しくは第七項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他第一項前段の規定による購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

5　第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、前項の承認を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請を承認し、又は第四項各号に掲げる要件を満たさないときは、その申請を却下する。

7　税務署長は、承認送信事業者（第四項に規定する承認送信事業者をいう。第九項において同じ。）が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は第四項の承認に係る第一項前段の規定による購入記録情報の提供その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認送信事業者に係る第四項の承認を取り消すことができる。

8　税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

9　承認送信事業者は、第一項前段の規定による購入記録情報の提供をやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、第四項の承認は、同日限りその効力を失う。

第二十五条の五第一項各号中「第三十条第一項」を「第三十条第八項第一号ニ」に改め、「百十分の百」の下に「（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の百）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

第二十八条第二項中「この項から第四項まで及び第十三項」を「この条」に、「同条第六項」を「法第十五条第六項」に改め、同条第九項中「の併合又は分割等」を削り、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　法人課税信託の固有事業者が適格請求書発行事業者である場合における当該法人課税信託の受託事業者については、法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなして、法及びこの政令の規定を適用する。この場合において、法第五十七条の四第一項第一号中「登録番号（」とあるのは「受託事業者（第十五条第三項に規定する受託事業者をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）に係る法人課税信託（第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）の固有事業者（第十五条第四項に規定する固有事業者をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）の登録番号（」と、同条第二項第一号及び第三項第一号中「登録番号」とあるのは「受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者の登録番号」と、第四十九条第四項第二号中「登録番号（」とあるのは「法第十五条第三項に規定する受託事業者に係る法第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託の法第十五条第四項に規定する固有事業者の登録番号（」とする。

第三十一条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に、「第三十五条まで及び第三十七条」を「第三十七条まで」に改める。

第三十二条第一項中「長期割賦販売等」及び「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項及び第三項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

第三十二条の二の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等」及び「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

第三十三条、第三十四条（見出しを含む。）、第三十五条（見出しを含む。）及び第三十六条第四項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

第三十六条の二の見出し中「リース譲渡」の下に「の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡」を加え、同条第一項中「所得税法第六十五条第二項（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十三条第二項本文（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡に該当する資産の譲渡等（以下この条において「」及び「という。」）を削り、「つきこれら」を「つき所得税法第六十五条第二項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十三条第二項本文（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に改め、同条第四項中「長期割賦販売等で同条第二項本文」を「同条第二項本文」に改め、「第三十六条の二第一項に規定するリース譲渡（以下この項及び第三十三条から第三十五条までにおいて「リース譲渡」という。）で」を削り、「長期割賦販売等に係る賦払金の額」とあるのは「リース譲渡に係る」を「賦払金の額」とあるのは「」に、「長期割賦販売等で同項本文」を「リース譲渡で同項本文」に改め、「当該長期割賦販売等に係る」を削り、「当該リース譲渡に係る対価」を「対価」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

第四十五条第三項を次のように改める。

3　事業者が次に掲げる資産の区分のうち異なる二以上の区分の資産を同一の者に対して同時に譲渡した場合において、これらの資産の譲渡の対価の額が次に掲げる資産ごとに合理的に区分されていないときは、第一号に掲げる資産の譲渡の対価の額については、これらの資産の譲渡の対価の額にこれらの資産の価額の合計額のうちに同号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額とし、第二号に掲げる資産の譲渡の対価の額については、これらの資産の譲渡の対価の額にこれらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうちに同号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、第一号に掲げる資産の譲渡に係る消費税の課税標準は、当該資産の譲渡の対価の額（当該対価の額に消費税額等（その資産の譲渡につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）が含まれる場合には、当該対価の額に百十分の百を乗じて算出した金額）とし、第二号に掲げる資産の譲渡に係る消費税の課税標準は、当該資産の譲渡の対価の額（当該対価の額に消費税額等が含まれる場合には、当該対価の額に百八分の百を乗じて算出した金額）とする。

一　課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る資産

二　軽減対象課税資産の譲渡等に係る資産

三　課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る資産

第四十六条第一項中「引取」を「引取り」に改め、同条を第四十六条の二とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（課税仕入れに係る消費税額の計算）

第四十六条　法第三十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、第四十九条及び第五十四条第一項第一号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額に百分の七十八を乗じて算出した金額とする。

一　適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）の交付を受けた課税仕入れ　当該適格請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額